

開催年月日 令和5年3月1日（水）

質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員

答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博

子ども未来推進局長 竹澤 孝夫

子ども子育て支援課長 菊谷 克己

質問内容	答弁内容
<p>三 保育問題について</p> <p>（一）保育士確保施策について 募集しても募集しても応募がない。保育現場の声です。新年度予算で保育士確保に向けた施策を拡充した小樽市をはじめとして、各市町村が独自の取組をしています。市町村と北海道の保育士確保の取組について伺うとともに、その実績をどのように評価しているのか伺います。</p> <p>（二）保育士の実態調査について 2015年から2016年にかけて北海道は道内保育士の実態調査を行っています。その調査では現役保育士へ職場改善の要求を、また職場をいったん離れている保育士に職場に復帰する要件として希望する職場改善をそれぞれ設問しています。いずれも第一に給与・賞与等、次に職員数の増員と回答しています。実態調査で示された改善要求に対して道はどのような対策を行ってきたのか伺います。</p> <p>（三）保育現場での事故の実態について 様々な取組をされていて、なおかつ慢性的に保育士確保の困難さを抱えているのが現状です。抜本的にこうした課題が解決されないことも大きな要因であり、とりわけ職員数の増加が改善されない中で子どもの安全が脅かされている実態があります。 昨年、静岡では保育園の送迎バスに3歳児が置き去りにされ、死亡するという痛ましい事故が起きました。こうした例も含め、保育現場での事故が増えています。事故報告の状況はどのようになっているか伺います。</p> <p>（四）保育士の配置基準について</p> <p>1 国の配置基準について 保育現場において、子どもの安全を確保が何より重要です。そのためにも十分な保育士の配置が必要ですが、日本の保育士の配置基準は世界の中でも劣悪で、事故が増えている背景にその低次元の保育士</p>	<p>【子ども子育て支援課長】 保育士確保に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、保育人材の確保に向け、返還免除型の修学資金の貸付けや就職支度金の支援、ICTの活用による勤務環境改善のほか、処遇改善加算の取得促進などに取り組んできたところでございます。 こうした取組により、保育士の平均賃金に改善の傾向があるなど、就業促進に向けた一定の効果は見られるものの、有効求人倍率は依然として高い状況にあります。 また、市町村でも、給与とは別に一時金を支給したり、道内の大学を訪問し、学生に対して職場紹介を実施するなど、独自の人材確保策に取り組んでしていると承知しております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 実態調査への対応についてでございますが、道が実施した実態調査では、就労している保育士からの意見として、給与等の改善のほか、職員数の増など業務改善に関することが多く、過去に就労経験がある保育士からは、職場の人間関係を理由に仕事を辞めたとの回答が多く寄せられ、職場の勤務環境改善の必要性が示唆されたところでございます。 このため、道では、経験年数に応じたキャリアアップ研修の受講環境の充実や保育所等の処遇改善加算の取得促進、ICTの活用による職場環境改善に向けた補助制度の利用促進などの取組を進めてきたところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 保育現場等での事故についてでございますが、内閣府が取りまとめた事故報告集計によりまと、令和3年の1年間に全国の保育所や認定こども園などの教育・保育施設等で発生した死亡事故及び30日以上の治療を要する負傷や疾病を伴う重篤な事故等として報告された件数は1,872件で、令和2年から286件増加している状況であり、内訳といたしましては、死亡事故が5件、負傷等が1,867件となっております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 保育士の配置基準についてでございますが、国は、昭和23年に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め、受け入れている子どもの数に応じて最低限配置すべき保育士数を規定しているところであ</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>配置基準が指摘されています。この配置基準はいつ決められたのか。年齢区分に対する保育士配置基準について伺います。</p> <p>2 配置基準に対する認識について 今お伺いしました配置基準ですが、保育士一人に0歳児3人、これは25年前の基準です。1・2歳児は6人、56年前の基準。3歳児は20人、54年前の基準です。4・5歳児30人の基準は実に75年前、75年間変わっていません。3歳児、4歳児、5歳児の配置基準についてはOECDワーストワンです。子どもの安全を確保できる基準とは到底言えないと考えますが認識を伺います。</p> <p>(五) 配置基準改善の加算について 次年度の国の予算で保育士の配置基準を改善する加算が可能となるとのことですが、これはどのような内容のものであり、どのような施設が対象となるのか伺います。</p> <p>(六) 今後の取組について 対象要件を考えると、加算可能となる施設は限られています。基準を上回る配置と配置基準を改善すると配置されるその職員数は、雲泥の差があります。配置基準の改善は重要な課題だとこれは国会で我が党の議員が質問に答弁していますが、異次元の子育て支援というのなら子どもの安全が守られる環境を整えることも急がなければなりません。保育現場では配置基準の改善は積年の要望です。配置基準の改善に向けて北海道としても国にしっかりと要望すべきではないでしょうか。また道独自の配置基準も検討すべきではありませんか、伺います。</p> <p>再一 (六) 道として職員の配置基準の改善に向けて、国に要望するという答弁がありませんでした。配置基準の</p>	<p>り、現状では、0歳児については子ども3人に保育士1名の3対1、1・2歳児については6対1、3歳児については20対1、4歳児以上は30対1としていただいております。</p> <p>【子ども未来推進局長】 保育士の配置基準に関しての認識などについてでございますが、一部の保育所等においては、保育の質を確保することや職員の負担を軽減すること等の理由によりまして、基準を上回る保育士を配置している状況にあるものと承知しております。 現在、国が定めます公定価格につきましては、最低限配置すべき基準に基づいて人件費が積算されており、基準を上回る職員を配置した人件費は、事業所の負担となっていることから、道では、保育所の運営実態や地域の実情に応じた公定価格の設定を国に要望していただいております。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 加算についてでございますが、国では、令和5年度から、利用定員が121名以上の比較的規模の大きな保育所であって、4歳児以上の保育を行う場合に限定し、配置基準が25対1となるよう、保育士を加配するとともに、職員の平均経験年数が12年以上であることや確実に保育士の増員や賃金改善に充てることなどの要件を満たした場合に、チーム保育推進加算の拡充を行い、保育士の負担軽減や保育環境の整備を図ることとしたものと承知をしております。</p> <p>【少子高齢化対策監】 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、保育士の処遇改善をはじめ保育所の運営実態や地域の実情を踏まえた公定価格の見直しについて、全国知事会を通じての要請や道単独の要望など、あらゆる機会を通じて、国に働きかけていただいております。 保育士の配置基準につきましては、どこの地域にあっても保育の質を一定の水準で確保する必要があることから、全国一律に定められるべきものと考えておりますが、現在、国では、今後の子どもの政策の強化に向けて、人員配置基準を含めた保育サービスの充実に関する検討が行われているところでございます。 道といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、対応を検討するとともに、有資格者の再就職の斡旋をはじめ、処遇改善加算の取得促進、ICTを活用した就業環境の改善など、引き続き保育人材の確保対策に取り組み、保育士の負担軽減と子どもの安全安心な保育環境の整備を推進してまいります。</p> <p>【少子高齢化対策監】 保育士の配置基準についてでございますが、一部の保育所等においては、保育の質を確保することや</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>改善は必要ないと考えているのでしょうか。きちんと要望すべきではありませんか。再度、伺います。</p> <p>朝、保護者の皆様から託された子どもを無事に夕方お渡しするのが保育士の大切な仕事だと私は保育士専門学校で習いました。当たり前と言えば当たり前ですが、大変緊張を強いられる仕事であり、ヒヤリ・ハットする大きな出来事は毎日のことです。</p> <p>子どもの笑顔に癒やされながら、そういう仕事をしてきましたけれども、今もそうやって頑張っている職員の皆様のためにも、是非、この配置基準の改善に道としてもしっかりと国に要望を強くしていただけるよう、改めてお願いいたしまして、私の質問を終わります。</p>	<p>職員の負担を軽減すること等の理由により、基準を上回る保育士を配置している実態があるものと承知いたしております。</p> <p>道としては、現行の基準を上回る人員を配置している保育所等の実態を踏まえ、配置基準の見直しや地域の実情に即した公定価格の設定について、今後とも、あらゆる機会を通じて国に強く要請してまいります。</p>